

159

春季号

中小企業経営シリーズ

社長の経営教室③

代表 小島 昇

存続に必要な利益とは

社長 新聞などにROEは8%必要だとか書いてあるのですが、どのような数字なのでしょう。また、わが社が目指すべき数字があれば教えてください。

小島 ROEとは、株主資本利益率のこと、株主資本（自己資本）に対する純利益の割合を表した経営指標です。上場会社の場合は投資家（株主）が投資家の持ち分である株主資本に対してどのくらいの利益を計上したかに関心があるため、一定以上のROEを会社に求めることとなります。

社長 ROEは8%以上なければならぬというものは、何か根拠があるのですか。

小島 投資家は、投資した金額に対して一定以上の利回りを求めます。それは、投資リスク等を考えた場合に必要とされる最低の利回り以上の利益率を求めるからです。それを投資コストと呼びますが、一般に投資コストは8%程度とされています。

社長 わが社は上場していないので、ROEは考えなくてもよいのでしょうか。

小島 御社は社長が株式のほとんどをお持ちなので、株主である社長としてROEの目標は必要でしょうが、経営者としての社長の立場ですと利益指標はROAの方がよいと思います。

社長 ROAとは総資本利益率のことですか。

小島 はいその通りです。ROAは、会社の総投資額に対してどのくらい効率よく利益を計上しているかを見る指標なので、会社の収益性を見る基本的な指標です。

社長 ROAは、わが社の場合どのくらいの割合が必要なのでしょう。

小島 会社の規模が大きくなれば多くの資産や借入金を持つことになり、たとえば固定資産に投資するとその固定資産を保有しているだけで一定のリスクを抱えることになり、想定外の陳腐化等で減損を余儀なくされるなどのリスクです。

一方借入金も金利の予想外の変動によるリスクがあります。また会社は常に設備等への再投資や研究開発などをして業務拡大をする必要があります。昨年と同じことをしては競合他社にあつという間に抜かれてしまうでしょう。そのために利益の一定額は再投資等の資金として留保する必要があります。

これらを合わせると、総投資額（＝総資産）の5%程度の利益は必要だと私は思います。

社長 利益というのは純利益でしょうか、経常利益でしょうか。

小島 理論的には負債に対する利子および純資産に対する配当を控除する前です。つまり、支払利息を控除する前の経常利益が正しいのですが、わかりやすさや簡便性を考えて経常利益がいいのではないかと思います。

分母が負債総額と純資産の合計額（＝総資産）、分子が経常利益ということになります。

社長 わが社では売上高経常利益率を各部門の目標にしていますが、変えなくてはならないのでしょうか。

小島 各部門の利益を考えると、その部門で使用している総資本は考えにくいので売上高利益率を使用しているでしょう。ROAは、総資本回転率と売上高利益率を掛け合わせたものです。

一般の製造業などでは売上高と総

資本はほぼ等しいことが多いので総資本回転率は一に近くなります。すなわちROAは売上高利益率とほぼ同じになりますので、簡便的に売上高利益率を使用しても通常問題ないでしょう。

また、あまり設備投資を必要としない卸売業などで売上高経常利益率を目標にするときは少し低めにしようがよいでしょう。

社長 わかりました。では、部門別の目標設定は売上高経常利益率を使用し、会社全体の目標は総資本経常利益率を使用することにします。

小島 5%は、会社が存続するための最低ラインを考えて、社長の会社はもう少し高い目標をお考えになったらいいかでしょう。

社長 わかりました。将来的には10%を目標にしたいと思います。



ビットコイン等の仮想通貨の 会計上、税務上の取扱い

一、仮想通貨とは

平成二十九年は仮想通貨元年といわれるくらい仮想通貨に関するニュース、報道がありました。

仮想通貨とは特定の国家による価値の保証のない通貨をいいます。専門取引所などで円、ドル、ユーロなどの法定通貨と交換することでも入手でき、一部の商品やサービスの決済に利用できます。紙幣や硬貨のような目に見える形では存在せず、電子データとして存在し、不正防止のために暗号技術を用い、ネット上の複数コンピュータで記録を共有・相互監視するブロックチェーンで管理されているのが特徴といえます。

また、平成二十九年四月に改正資金決済法が施行され、仮想通貨が定義されました。

二、会計上の取扱い

平成二十九年十二月六日に企業会計基準委員会により公開された

仮想通貨処理草案において会計上の取扱いが公開されました。

(一) 活発な市場が存在する場合

期末における仮想通貨の評価に関する会計処理は、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理します。

(二) 活発な市場が存在しない場合

取得原価をもって貸借対照表価額とします。期末における処分見込額(ゼロ又は備忘価額を含みます)が取得原価を下回る場合には、当該処分見込額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込額との差額は当期の損失として処理します。

(三) 活発な市場の判断

活発な市場の判断は、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所に

おいて十分な数量及び頻度で取引が行われている場合があります。

三、所得税法の取扱い

平成二十九年十二月一日に国税庁より仮想通貨に関する所得の計算方法等について(情報)が公開されました。

仮想通貨を使用することによる損益は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。例えば、事業所得者が、事業用資産としてビットコインを保有し、決済手段として使用している場合、その使用により生じた損益については、事業に付随して生じた所得と考えられるので、その所得区分は事業所得となります。

仮想通貨の取引により生じた損失は、雑所得のため、雑所得以外の他の所得との通算できず、総合課税により申告することとなります。

四、法人税法の取扱い

法人税法の所得の計算方法は、特に規定されている場合を除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとされているため、会計上の取扱いに従うこととなります。また、現時点において仮想通貨についての特別の定めは規定されていません。

法人税法においては時価評価する資産は、限定列挙されており、仮想通貨はこれに該当しないため税務上は期末に時価評価せず含み損益も認識しないこととなります。

五、消費税法の取扱い

平成二十九年七月一日に消費税法施行令の改正により仮想通貨の譲渡が支払手段の譲渡に加えられました。よって消費税は非課税取引となり、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額に算入しないこととなりました。

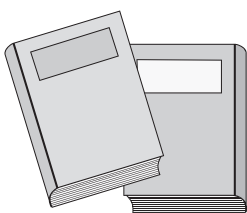
なお、改正前は、仮想通貨の譲渡は非課税対象取引(限定列挙)に規定されていないため、課税資産の譲渡等に該当し、課税取引と

なっていました。
上記改正は、平成二十九年七月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

以上、仮想通貨に関する会計上、税務上の取り扱いについてご説明しましたが、紙面の都合上ご説明しきれない部分があること及び仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の税務上の取り扱いも確立しているとは言えない点ご了承下さい。

また、ご不明な点がございましたら、弊所担当者までご質問下さい。

文責 池野貴彦



事業承継税制

我が国は、二〇二〇年頃には団塊の世代の引退が予想され、今後ますます事業承継を必要とする企業が増加すると考えられます。

そこで今回は、本行われた事業承継税制の改正について、ご説明させていただきます。

一、事業承継税制の概要

事業承継税制とは、経営者から事業を引き継ぐ者に対する非上場株式等についての贈与又は相続の納税を猶予する制度のことをいいます。

事業承継税制は平成二十一年四月に施行されましたが、今回の改正では要件等の大幅な緩和が行われています。特に親族外承継が親族内承継の割合を上回ってきている近年の傾向に伴い、親族以外の者に対する事業承継の緩和が行われています。

また事業承継税制をより適用しやすくするため、事業承継税制適用中に納税猶予を取り消された場合

合のリスクの軽減等が改正内容に盛り込まれています。

二、平成三十年度税制改正

(一)適用の手続き

今回改正された事業承継税制は、今後五年以内に特例承継計画を提出し、十年以内に実際に承継を行う者を対象とすることとなります。

(二)対象株式数

対象とされる株式数の上限がなくなり、

現行において発行済議決権株式総数の三分の二の部分が納税猶予の対象となっていますが、今回の改正で、発行済議決権株式総数の上限がなくなり、全額の納税猶予が可能となります。

(三)納税猶予割合

相続の場合の納税猶予割合が一〇〇%になります。

現行では、相続税の納税猶予割

合は発行済議決権株式総数の三分の二部分のうち八〇%を猶予対象とされていましたが、今回の改正で贈与税の納税猶予と同様に一〇〇%が対象となります。

(四)雇用要件

今回の改正から、現行で取消事由とされている、五年平均従業員数が八〇%を下回らないことという要件を満たさないこととなった場合でも、納税猶予の継続が可能となります。(経営悪化が原因である場合等には、認定支援機関による指導助言が必要です)

(五)納税猶予を取り消された場合

株式の譲渡、解散等をした場合のリスクが軽減されます。株式の譲渡、解散等をした場合、現行の制度では、取消事由に該当し、猶予税額を全額納付する必要がありました。

しかし今回の改正により、譲渡、解散等を行う際、企業の経営環境の変化により株価が下落した場合

等を考慮して、一定の要件を満たす場合には、譲渡、解散等を行った時点の株価を再計算し、事業承継時の株価との差額を減免することとなります。

(六)適用対象者

事業承継税制の適用対象者が拡大されます。

現行では、一人の先代経営者から一人の後継者への承継が対象となっていました。

しかし今回の改正で、複数の株主(親族外の株主を含む)から代表者である後継者(最大三人)への承継が対象となります。

なお、承継者が一人の場合は同族関係者と合わせて企業の総議決権数の過半数を有する者に限られます。また、承継者が三人の場合

は、一人目については、前述した一人のみの場合と同様の要件であり、その他の二人についての要件は特例承継計画に記載され、かつ、議決権数においてそれぞれが二位、三位(それぞれ総議決権数の一〇%を有する必要があります)の者が承継者の対象となります。

(七)親族外承継の拡大

事業承継税制の適用を受ける承

継者のうち、直系卑属でない者についても相続時精算課税制度(贈与税が軽減される制度です)が適用できることとなります。

なお、この改正は平成三十年一月一日から平成三十九年十二月三十一日までの間に贈与又は相続により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されません。

以上、平成三十年度税制改正の事業承継税制についてご説明しましたが、紙面の都合上、ご説明しきれない点がございますので、ご了承ください。またご不明な点がございましたら、弊社担当者までご質問ください。

文責 野辺壮太

「日々好天」

『北沢楽天』

さいたま市北区盆栽町に「さいたま市立漫画会館」がある（東武野田線大宮公園駅より徒歩5分）。そこはかつて明治、大正、昭和にかけて活躍した諷刺漫画家北沢楽天（本名保次）が昭和23年に構えた「楽天居」だった所で、昭和41年に大宮市立漫画会館として楽天の遺志にそって開館した漫画センターだが、そこで現在、「北沢楽天が振り返る明治時代」という収蔵展が開催されている（五月六日、日曜日迄、休館日要確認）。北沢漫画というものはあったが「漫画」という単語を実質的に広めた人物で、昭和17年に結成された「日本漫画奉公会」の会長を務めていた。楽天は小学校から抜群の成績で特に図画に秀でており14歳から日本画家井上春端に師事していたが、20歳の頃に福沢諭吉に出会い、西洋に政治や社会を批判し、諷刺する絵があると教わり、「その分野を開拓すべき」と

と言われた。その後、米人の経営する会社の絵画記者として入社、週刊誌に掲載するなど実力を高めた。後に福沢は実力を認め時事新報社に破格の月給を出し楽天を招いた。

楽天の作品に「政海の産物」というのがあり、政治家を魚類にたとえて次のように揶揄した（魚類の顔は政治家の顔）

「伊藤オットセイ この獣は水陸両性なり。海産物中最も重要高価のものにして、遠く欧米に、或いは朝鮮に、都合次第に適所に走り、隠現出没自在なり。其の性すこぶる雌を愛す」

「山県蝟 其の性ヌラクラにして捕捉しがたし。八方に手を拡げて、子分を取り込み、味方を吸い付ける力最も強し」

「大隈マンボウ この魚は身体全部頭脳にして、口は最も達者なれども、腹も腰も足もなし」といった具合である。

この機会に大宮に足を延ばして楽天が生きて居たら、今の政治家、世界観、社会をどのようにたどって、揶揄したのだろうか考えながら作品を見てはいかだろうか。

草五郎

千代田税理士法人 業務内容

- 1. 税務相談、税務申告書作成
- 1. コンピュータによる帳簿作成、給与計算
その他の情報処理
- 1. 経営相談、会社の設立増資等の相談
- 1. 法定監査、任意監査



朗吟実談

『前代未聞』

「心配ないですよ！出過ぎた杭は打たれませんか」

20数年前のことだが、街おこしに関するところだが、名が表に出るようになったことがあった。大ま取り組んだことに話題性があつたようだ。名が表に出ると妙に寄ってくる人もあれば、打ちにかかるとある。冒頭の言葉は、ある先輩に打ちにかかる人の愚痴を漏らした時の返答だった。先輩が言うには、「良い事ならどんだんやって出過ぎてしまえばいい」ということだった。「出過ぎてしまえば打たれません」とはよく言ったものだと感心した覚えがある。しかし近頃、それは如何なものか？と考えさせられることが国会で問題視されている。小生の場合の出過ぎについては取り組んだことが表ざたになることであり、だからと言って権力が絡む問題でもなく、いたって控えめにし

ていた。今、騒ぎになっているのは、国有地財産の売却問題に関することだ。官僚の人事権を握るほど出過ぎてしまった人物が、権力を傘に「村度」に甘えて白を切り通そうとしている。国民の7割以上がそう推測している。それが明らかにならないように証拠隠滅を計る。公文書も黒塗りしたり、破棄したと言わせたり、改ざんまでする。これら全てが、あつてはならないことであるにも拘らずである。そんなことを命じられるのは誰か。また、あつてはならないことまで「村度」せねば自分の明日はない！とまで思わせるほどの人事権を握ってしまったのは誰か。今、知らぬ存ぜぬを押し通すことは国民に「嘘」を奨励することである。「自分中心で、自分に都合の悪いことがあれば証拠隠滅を計って、知らぬ存ぜぬと嘘を言い通せばいいんだ。」ということ「前代未聞」である。今日まで、誠実さの印象を維持してきた「日本」だが、既に外国メディアは見透かした報道をしている。日本を「嘘のまかり通る国」にしてはならない。若者を失望させてはならない。

作家 さくら 草五郎